

日光国立公園成立史

—その社会・経済史的背景—

丸 山 宏

A Study on the Establishment of Nikkō National Park
—Its Backgrounds viewed from Social and Economical History—

Hiroshi MARUYAMA

要 旨

帝国議会に対して日光町が上申した帝国公園設置の請願は、二つの時期に分けることができる。第1期は、第27、28議会である。第2期は、第45議会以降、日光国立公園が設定されるまでの時期である。

しかし、帝国議会への請願が一時途絶えていた時期にも、直接、両院議長あるいは内務大臣等に宛てた請願文書が日光市役所には残されている。

執拗なまでの帝国公園の請願は、いずれも、地方経済振興のためのものであると総括することができる。とりわけ第2期の請願は、全国的な国立公園設置運動の背景を考慮に入れなければならない。それは、近代ツーリズムが国の経済政策に取り込まれようとする過程でもある。

第1期の第27、28議会の請願はいずれも、議会では採択されなかった。西山真平町長が行なったこの請願の背景には、日光町という一地方の地域総合開発政策というべきものがあった。また、その帝国公園請願には、日光が醸成してきた近代ツーリズムの潮流を看取できる。徳川以来の禁伐林は伐採されることなく、御料林となり、また、保晃会という保存機関が設置され、風致が維持されていたことがそれにつながる。この日光への近代ツーリズムの潮流を導いたのは足尾銅山の開発にある。それは初期の道路の改修であり、明治23年の日光鉄道の開通であり、また明治40年代の電気軌道等であった。

また、西欧近代の都市施設である公園から帝国公園という新たな象徴性を具備した範ちゅうを生み出した過程の特色も、そこにみられる。

は じ め に

明治23年に刊行された『日光案内』（日本堂）の出だしはこうはじまっている。「日光は『世界の公園』と称せらるゝ日本帝国第一の勝地にして、常に天工美術の秀靈なるものあるのみならず……」（傍点筆者、以下も同様）と。また明治35年博文館から刊行された『日光名所図会』のあとがきには

日本は世界の公園也。とは足跡一度我が地に印せし欧米觀光の士の、等しく称赞して措かざる所なりき。……誰れか能く『世界の公園たるを否定し得るものぞ。殊に公園中の公園として、自然の美、人為の美、二

ツながら遺憾なく発展されたもの、我独り、日光に於て之を觀る。

上に述べたのはほんの一例に過ぎないが、日光が世界の公園であるという形容は常套語の感がある。この世界の公園という表現は世界に誇示するに足るというほどの意味である。

世界で最初のナショナル・パーク、イエローストーンがアメリカに誕生したのは1872年(M. 5)である。ナショナル・パークは世界に誇示する公園ではあるが、日本がそれを知るのはもう少し後になってからである。この段階ではナショナル・パークではなく、公園という近代になり欧米から移入されたモダンな概念が、近代以前の名所旧蹟を紹介するレトリックとして用いられたものである。しかし、見方を変えれば公園という概念が社会化される過程でもあろう。

この案内書にみる世界の公園から、明治44年には議會への請願で帝国公園という表現がなされ、昭和8年国立公園法が發布、翌昭和9年に日光国立公園が誕生する過程を近代日光の展開するなかで社会・経済史的側面に重点を置いて追ってみたい。

今までに発表されている日光国立公園に関する諸論文は、明治44年2月に日光町が帝国議會に提出した請願をその出発点としているものが多い¹⁾。この請願なしには日光国立公園の歴史を語ることはできないが、この請願がなされえた背景についてはあまり取り上げられてはいない。特に、近代以降日光が醸成してきた諸条件というものを抜きにすることはできない。(尚、本稿にある M., T., S. はそれぞれ明治, 大正, 昭和を表わす。)

1. 日光と近代ツーリズム

近代になっても従来の日光東照宮詣は連綿として続いていた。また、開港後、横浜に入港する外国人にとって、旅行の制限は厳しかったものの、日光はなにはさておき彼らが目指す所であった。新生日光において、新たなインパクトとして外人客の「内地旅行」がはじまる。

司法省の法律顧問として来日したブスケは明治6年12月24日江戸を立ち約2週間の休暇を日光旅行に費やしている。また明治7年9月には、帰国後、フランスのギメ東洋美術館を創立したエミール・ギメ、それに同行した画家レガメが訪れている。ギメは帰国後、1880年にレガメ挿画で『東京日光散策』(邦訳、雄松堂)を出版している。明治10年の夏には、大森貝塚の発見で有名な E. S. モースが訪れている。『日本奥地紀行』(邦訳・東洋文庫)の著者イサベラ・バードは明治11年6月に訪れている。彼女の旅程は「90マイル離れた日光まで、車夫を代えずに三日間で、一台11シリングほどで行くことになっている。」(p. 39) バードによると、1870年(M. 3)サー・ハリー・パークス夫妻が初めて日光を訪れることを許可された西洋人とのことである。また、明治12年7月にはグラント將軍、明治14年にクロウ、明治18年には荷風に影響を与えたピエール・ロチ、その他ビゲロー、フェノロッサ等々枚挙にいとまがない。アーネスト・サトウなどは *A Guidebook to Nikko* を明治8年に横浜で出版し、宣伝にこれ務めたのである。

邦人向けの案内書も数多く出版される。従来の名所旧蹟案内のものから明治23年にはアーネスト・サトウ編『日光案内記』(英和双覧、邦訳は狩野辰男)まで刊行されている。(表1参照)

明治13年に設立された保晃会(第3章に詳しい)は、東照宮の保存機関として日光町の有力者が中心となり全国にその会員を募集した保勝会であるが、その発起人代表であり、副会長でもある安生順四郎は保晃会第三回大会(M. 16. 6. 1)でこう開会のあいさつをしている。「……我國無比ノ壯観名勝即チ文物ヲ保存スルハ興業起産ト共ニ文明ノ盛事觀光ノ要挙ニシテ時期ヲ既ニ迫ルヲ覚リ……」²⁾ 上都賀郡長でもあった彼は、後に明治22年の日光ホテルの開設にその名を連ねている。保晃会のその主たる目的は日光山及び社寺堂宇の保護保存であったが、副会長安生順四

表1 明治期に刊行された日光関係書

M. 14	日光山遺稿 (石川晃著) 日光山名細記 (鬼平金四郎著)	M. 25	日光山離宮三十勝記 (三島毅著)
M. 15	日光山誌 (小堀源三郎著) 日光山探勝略記 (栃木県庁編) 日光名所図会 (中沢祚熊編)	M. 27	日光山植物目録 (松村任三著)
M. 16	日光山記勝 (大村桐陽編) 日光松島紀行文 (大村斐天撰)	M. 29	日光山輪王寺御宝物図解 (井上茂兵衛編)
M. 18	日光山紀行 (小松恒編) 日光紀游 (細川潤二郎撰)	M. 30	日光山沿革略記 (彦坂謙照編) 日光廊建築論 (工科大学編) 日光 (鈴木新兵衛板) 日光の壮観 (博文館編)
M. 19	日光山真図 (鬼平金四郎編) 日光山案内記 (中村頼治編)	M. 32	日光 (田山花袋編) 日光山名勝案内記 (島村忠次郎編)
M. 20	日光山一覽 (荒木新兵衛編) 日光山小誌 (錦石秋編) 日光山道しるべ (小島鶴二郎編) 日光山勝概 (錦石秋編) 日光案内 (三浦不二庵編)	M. 33	日光 (光村写真部編) 日光山小誌 (鬼平金四郎編)
M. 21	日光山名勝図絵 (錦石秋編)	M. 34	日光名勝案内記 (高塚東太郎編)
M. 22	日光図幅 (地質局編)	M. 35	日光 (佐藤一誠編) 日光名所図会 (石倉重継編) 日光唱歌 (栗本清夫著)
M. 23	日光案内記 (英和双覧) サトウ編 日光美術展覧会出品目録 (林昇編) 日光案内 (上村新三郎編)*	M. 36	日光廟 (佐藤弥四郎編)
M. 24	日光山実記 (栃木県庁編)	M. 41	日光名所案内記 (鈴木民之助編) 正確日光案内記 (高塚東太郎編)*
		M. 44	日光山 (原黙堂著)
		M. 45	日光 (小川一真) 日光大観 (風俗画報増刊)

『日光』(T. 4) 史蹟名勝天然記念物保存協会編の「日光研究参考書目」より作成。* 印は別

郎の姿勢をみてもわかるように、観光資源として日光をとらえている。安生順四郎は肌で近代ツーリズムの黎明を感じとっていた。

参考までに明治10年代後半の日光に来訪した邦人及び外客の人数を表に掲げておく。(表2参照) この数字は保晃会の第6, 7回大会紀事によるものである。

表2 日光来訪の邦人及び外国人の数

年度	邦 人	外 国 人
M. 16年度 (M. 15. 5~16. 4)	41,036人	168人
M. 17 〃 (M. 16. 5~17. 4)	35,911	206
M. 18 〃 (M. 17. 5~18. 4)	46,085	374
M. 19 〃 (M. 19. 5~19. 4)	48,884	723

また、第6回大会紀事には日光訪問客の状況をこう述べている。

……本年度(明治18年度)ヲ以テ十六七年度ノ平均ニ比較スレハ本邦人ニテ七千六百十二人ヲ増シ外邦人ニテ百八十七人ヲ増セリ又本会ニ於テ接遇シタル会員本邦人五百三十七名理事委員七十二名外邦人六名ニ及ヘリ……³⁾

明治19年度の外人客の急増の理由として

登見人ノ増加セシハ第二区鉄道線路ノ宇都宮ニ達セシ利便ト登山ノ名勝美術ハ全ク海内無双ノ実アルト避暑ニ便ナルニ因ルナラン歟³⁾

としている。このうち「第二区鉄道線路ノ宇都宮ニ達セシ利便」というのは、明治18年7月に

大宮・宇都宮間の鉄道の開通のことである。その後、明治19年6月には利根川橋梁が落成、上野から宇都宮間が開通し、より一層時間の短縮がなされた。交通機関の発達については、次章に詳しく述べるが、ツーリズムを喚起したことは、上述の外人客の増加を見ても理解できる。鉄道の敷設前、1879年(M.12)に来日したグラント將軍は7月17日の朝、東京をあとにし、翌々日の夕刻4時に日光に到着する。途中2泊している。特別待遇でもありゆとりをもった旅程とはいえ、かなりの時間を要した旅である。また、1877年(M.10)6月末に日光に旅したE. S. モースの旅程をみると、「日光への旅行一字都宮までの66マイルを駅馬車で、それから更に30マイル近くを人力車で行くという旅」であった。(『日本その日その日』1 東洋文庫, p. 41) しかもこの駅馬車が走り出したのはここ数ヶ月前のことであった。朝4時東京を出発し、馬車にゆられ途中1泊、翌日は人力車で26マイル、かなりの強行軍である。

宇都宮まで鉄道が到達した後、明治23年8月、日本鉄道により宇都宮・日光間が全通し日光までの足は確保された。この全通により、上野・日光間、90 3/4 マイルが5時間となり、格段に短縮された。

日光においては、この段階では三島通庸県令(M.16~17栃木県令)の政策により石段の大部分が撤廃され道路改修が行なわれていたが、まだ人力車の時代であった。日光に近代的交通機関である電気軌道が通るのは明治40年代になってからである。これもまた、次章に譲らねばならないが、足尾の開発と軌を一にしている。

外人客の「内地旅行」は年を追うごとに多くなり、日光だけでなく全国をカバーした旅行案内書が出版される。1891年(M.24)に *A Handbook for Travellers in Japan* (第3版) がそれで、イギリスのマレー社から B. H. チェーンバレン、W. B. メーソン編により出版される⁴⁾。これは外人客の日本旅行熱の現われでもあった。

さて、日光における宿泊設備であるが、表3を参照してもらえばわかるように、外人客あるいは邦人客のためのホテル・旅館の創設が早くから始まる。金谷ホテルについてみると、早くも明治6年に外人客を宿泊させている。金谷ホテルはわが国で最初のリゾート・ホテルとされて

表3 明治期日光のホテル旅館創業年

M. 1	小西旅館	M. 22	日光ホテル
	小西別館	M. 24	新井ホテル
	米屋旅館	M. 25	日光金谷ホテル
M. 4	鈴木旅館	M. 29	対月館
	会津屋	M. 30	美登館
M. 6	金谷ホテル ¹⁾		橋本ホテル
	釜屋	M. 35	三河屋
M. 8	大野屋		中禅寺ホテル
M. 9	古橋旅館	M. 37	上州屋
M. 14	福田屋	M. 40	旭屋
M. 15	南間ホテル		井桁屋
M. 17	日光レーキサイドホテル(M. 27) ²⁾		油長別館
M. 20	(ミカド(三角)ホテル) ³⁾	M. 42	旭館

「日光に於ける旅館ホテル業の変遷」佐藤治由, S. 44 (日光市史編纂史料) 及び『日本ホテル略史』運輸省, S. 21より作成

1) 『日本ホテル略史』では金谷カッティジインとなっている。

2) 『』では明治27年の創業

3) 工事中途で暴風雨のため倒壊、後日光金谷ホテルが同所に建つ。(『ホテルと共に七拾五年』)

いる。その経緯を金谷真一はこう語っている。

明治六年六月と云えば私が生れるよりも六年も前のことである。或る外国人夫妻が四軒町の屋敷を訪ねて来た。この人は父（金谷善一郎）がさきに宿を貸してやった人であったのだ。この夫妻は「四軒町の屋敷には室敷もあるので是非夏の住家として涼しい日光を撮り度い、貸しては呉れないか」との申出をされた。これが有名なヘヴオン式ローマ字の発案者で、当時横浜の十全病院の院長をし、その傍伝導師として基督教の布教に務めて居たヘヴオン博士である。……この一つの小さな事件が金谷をホテル事業に結びつける始めとなるとは、その時父も又誰れも恐らく意識して居らなかったことと思う⁵⁾。

1894年(M. 27) 上記 *A Handbook for Travellers in Japan* の第4版にはヨーロッパ・スタイルのホテルとして、金谷ホテル、日光ホテル、新井ホテル、鈴木旅館、また日本式として小西屋と神山旅館を紹介している。神山旅館は表3にはないが、明治35年刊の『日光名所図会』の旅館の頃にはその名がみえる⁶⁾。

日光は歴史的遺産として東照宮、二荒神社あるいは輪王寺等々に恵まれ、また、中禅寺湖、男体山等の自然の景勝地をひかえ、人文景観自然景観、相俟って、日本的景観を残存させていた。また、夏期の避暑地としての資質も持ちあわせており、しかも、横浜・東京から地理的にみて有利な条件を持ち、とりわけ外人客を引きつけるには十分であった。

2. 日光と足尾銅山

この章では日光の活性化に直接影響を与えた要因として、足尾銅山への産業幹線の発達を取りあげ、また足尾が鉱毒により荒廃したのに対し、日光は社寺堂宇等の歴史的遺産、それに風景が、御料林あるいは保覧会の存在により保護されたことを具体的な経過をたどることにより述べたい。

松方財政に終止符が打たれ、西南戦争以後のインフレーションが一応おさまると、明治18年から19年にかけて、全国的に鉄道、紡績、鉱山等に対する企業熱が起こりはじめた。

この時期、日光においても日光鉄道株式会社の発足となってあらわれる。前章で述べたように、すでに明治18年7月には、日本最初の私鉄会社である日本鉄道会社により、大宮・宇都宮間が開通していた。

日光鉄道の発端は明治19年6月24日、栃木県上都賀郡鹿沼の加藤国造外33名の連署により、栃木県令樺山資雄に願書が出されたことにはじまる。それは宇都宮・今市間を日光鉄道として開設したいとの主旨であった。10ヶ月後、明治20年4月に日光鉄道会社が設立される。発起人の依頼により明治21年9月5日には、渋沢栄一が創立委員長に推挙される。『青淵先生六十年史』にはこうある。

日光鉄道株式会社ハ、明治二十年四月ノ交、下野ノ有志矢板武（那須疏水の開削に参画した人物——筆者注）、安生順四郎等ノ発起スル所ニシテ、其目的ハ日光・宇都宮間ニ輕便鉄道ヲ布設シテ、日本鉄道ノ奥羽線ニ連絡シ、日光遊覧人ノ便ヲ計ラントスルニアリ、青淵先生亦株主ニ加入シ、発起人ノ依頼ニヨリテ諸事相談ニ与レリ……⁷⁾

発起人の一人である安生順四郎は、前章で述べたように保覧会の副会長でもある。しかし、時の井上勝鉄道局長官は鉄道が「輕便式ナルノ故ヲ以テ」⁸⁾ この計画には賛意を示さなかった。そのため渋沢は善後策として日光鉄道の敷設を日本鉄道会社に委託してはどうかという書翰を安生順四郎に宛て助言している。(M. 21. 11. 7)

日光鉄道会社之事ニ付、井上局長と面會之義者兩度計罷出候得共不在ニテ、漸本月二日面會いたし、種々

談話いたし現今之情況逐一申述候処、局長之考察ハ輕便鉄道も電気鉄道も相好不申、日光鐵道会社ニ於て計算上起工之見込無之上ハ、日本鐵道会社ニ引受させ、日光迄之聯絡ハ相付候様致し度と申意味と存候、依而其次第ハ矢板、野村両氏へ詳細書通仕候間、御聞取可被下候……⁸⁾

渋沢の仲介は効を奏し、明治22年6月21日、日本鐵道会社の理事会で、日本鐵道が支線として日光線を建設、經營することになった。

渋沢栄一氏ハ日光鐵道会社發起人タルヲ以テ、同氏モ亦具サニ該社始終ノ事情ヲ開陳シ、遂ニ理事委員会ニ於テ定款第一条ノ精神ニ基キ、支線建設ノコトヲ内決ス⁹⁾

路線は一部変更され、宇都宮―鹿沼―今市となり、明治23年5月に完成する。この間、明治23年1月18日の臨時株主総会で今市から日光町までの延長を決議し、3月5日許可、同年8月1日日光線は全通した。

渋沢栄一は財界の大立者であり、その影響力は言うに及ばない。企業家渋沢栄一がこの日光鐵道敷設に尽力し得たのは明治17年10月24日に日本鐵道会社の臨時株主総会で理事委員に選ばれ、日本鐵道の經營に参加していたためでもある。それでは何故この日光鐵道の敷設に渋沢栄一が尽力したのであるか。

渋沢は明治13年1月1日、足尾銅山組合加盟の約定書に調印し、共同經營者になっている。渋沢は明治21年6月に足尾銅山の經營から身を引くが、渋沢とこの足尾銅山の創業者である古河市兵衛との因縁は古河が小野組にいたころにさかのぼる。明治8年、渋沢が第一銀行倒産の危機に瀕していた時、古河が援助し、それ以来密接な関係が続いていた。彼が明治13年、共同經營者になったのも一時衰微しかけていた古河鋳業に資金を融通したためであった。日光鐵道敷設の目的は「……以て日光への旅行及足尾銅山への貨物運搬の便利を謀らんと目的にて設定したる」¹⁰⁾ものであった。足尾銅山への主要なルートは大正3年に足尾鐵道が開通するまで日光ルートが運輸の幹線であった。

話は前後するが日光鐵道が日本鐵道に委託される前に、保晃会においても日光鐵道会社の株500株、2,500円を引き受けることになっていた。明治20年5月1日時点で250円支払っている¹¹⁾。保晃会が単なる保勝会ではなく、日光の經濟振興にもかかわっていたことに留意したい。

この日光鐵道が明治23年8月に全通する一方で日光から足尾銅山までの交通路の改良が行なわれた。いずれも、古河鋳業によって推進されたものである。

明治17年、鋳業所は日光神橋より細尾までの道路を改修する。明治22年には細尾峠を越え神子内に至る道路改修工事が完成する。明治23年8月には細尾峠の鉄索ができ、物資の運搬に使われる。明治25年10月には西の足尾側に地藏坂・沢入間の16マイル25チェーンが馬車鐵道により結ばれる。また翌26年には日光側の日光・細尾間に同じく輕便馬車軌道が5マイル45チェーン設けられる¹²⁾(後に牛車にかわる)。馬車軌道は足尾銅山の荷物を運搬するものであったが、人も乗せないことはなかった。日光・細尾間の馬車鐵道の開通は、中禅寺湖への行程を容易にするものであった。さらに、古河市兵衛は群馬の大間々より足尾を経て日光に通ずる両野鐵道計画の創立委員長となり推進したが、「足尾以北の敷設計画が龐大に過ぎたため、明治卅一年四月に不認可となった」¹³⁾。その後、少し時代が下って明治41年9月に日光電気軌道株式会社が創立される。これは古河鋳業と日光町の共同出資で創立したものである。この経過について金谷真一はこう述べている。

明治四十一年何月頃であったか、足尾銅山の重役、近藤陸三郎氏が父を訪ねて来た。そして日光町に電車を敷こうと云う相談をされた。その当時日光町では、道路にレールをひいて、牛の引く車をその上に乗せて、走らせて居った。馬では精銅所の荷物の様な重いものは引き切れなかったからである¹⁴⁾。

地元代表として金谷善一郎は重役になるよう依頼されたが、辞退し、西山真平を推挙した。彼

は後に町長となり (M. 43. 9. 30), 「日光山ヲ大日本帝國公園ト為スノ請願」を出すことになる。金谷真一によれば西山真平は、内閣書記官長までやった人物であり、また高平公使 (後、貴族院議員となる高平小五郎のこと) の岳父でもあった。さて、西山真平は社長におさまる。

会社の株式は、「足尾銅山が半数以上、三百株を、町に寄付し、他は一般町民から募ること」¹⁴⁾ になった。明治43年8月10日、日光軌道の開通式が行われ、日光・岩ノ鼻間が開通し、大正2年10月には馬返まで延長された。

このように、古河鉱業の産業幹線が整備されるにともない日光もその恩恵を蒙り、世界の公園となってゆくわけである。

足尾は鉱山の町として活気を呈してはいたものの、その鉱毒は大きな社会問題となっていた。日光にとって対岸の火事の問題であったが、古河鉱業が明治39年6月、日光に電気精銅所を創設したことにより、一時日光も傍観者の立場ではなくなった。当時の町長藤沼伝郎は宮内大臣田中光顕に、明治39年8月2日、請願書を出し鉱毒調査のため専門技師の派遣を要請している。

当日光山ハ天然ノ優勝ト人工ノ精華輪換ノ美ト相俟ツテ世界ノ公園ト唱ヒラレ……今回足尾銅山鉱業会社ニ於テ当町大字清滝ニ精煉銅所ヲ設置シ其業務ヲ開始セラレシハ町民一同日夜杞憂ニ堪ヘサル処ニシテ……該工場新設ノ為メニ当山ノ如キ鬱蒼タル御料林ニ及ボシ附近ノ草木ハ枯渇兀肆ノ地ニ變ジ大谷川清流ハ混沌タル濁流トナリ此一大染圃ハ化して焦土トナランカ実ニ之レ当町ノ安危ニ繫ル容易ナラザル重大問題ニシテ町民一般杞憂混在候……特別ノ御詮議ヲ以テ御省ヨリ技術者御派遣御精査ヲ遂ゲラレ……¹⁵⁾

この足尾鉱毒問題について、田中正造を抜きにして語ることはできない。第2回帝國議会以来、ほぼ毎回、議会で陳述、告発しつつけた不屈の精神の持ち主、田中正造がこの足尾銅山を告発するなかで日光に言及しているところがあるので少し紹介したい。

彼は明治34年3月22日、第15回衆議院においてこう演説している。

我国ハ何レノ国々モ此封建時分ハ能ク山ニ骨ヲ折テ、藩主ガ木ヲ植エタノデゴザイマス、関東ハ特ニ地味ガ悪ルイカヲ云フノデ、徳川ガ非常ニ此関東ノ田野ノ灌溉用水ニ附イテ、水源ノ涵養ニ力ヲ入レタモノデゴザイマス……ドウシテモ山ノ木ヲ伐ツテ仕方ガナイ所ハ山ノ水源ニ以テ来テ神ヲ祭ルトカ、寺ヲ造ツテ、サウシテ坊主ヲ置クトカ、山伏ヲ置イテ、其ソイツニ何十町ト云フ大キナ地面ヲ異レテ、之レニ管理サシタ位ニ骨ヲ折ツタノデア、日光ナドハ其内ノ最モ大ナルモノデア……二百年間日光ノ道中ノ、アノ並木ガアノ如ク入用ガナイヤウダケレドモ、アレモ即チノ灌溉用水ノ元ニナツテ居ルモノデゴザイマス……¹⁶⁾

また田中正造は、明治44年12月31日の日記ではこう告発している。

明治十五年の頃、国事犯陸〔奥〕宗光氏出獄して地方慢遊の途、下野の日光ニ到りて山泉の光景を見て語りて曰く、下野の山泉ハ光景美なり、然れども風景ハ經濟ニ要なし、山ハ高きを以テ尊しとハせざればなり云々と。……回顧十年の己前、陸氏の日光ニ来りて山を評せし言葉、今ハ却て經濟の山ならざるを覚知す¹⁷⁾。

日光は陸奥をして風景ハ經濟ニ要なしといわしめられたが、近代ツーリズムの潮流のなかで經濟の山になってゆくのである。

田中正造は、日光の山林の価値を水源涵養に認め、乱伐された足尾の山々と対比した。

先ほど、明年39年に藤沼町長が足尾の鉱毒を憂慮して宮内大臣に請願したことを述べたが、宮内省に上申したのは理由のないことではない。日光には御用邸があるだけでなし、大面積にわたる御料林がある。田中正造のいう日光の山林はこの御料林のことにほかならない。

日光の地は徳川により近代以前には禁伐林として保護されていたわけであるが、上地され官有地になっていたところ、明治17年、日光一円の地域が宮内省の御猟場に指定され (この御料場は、後、縮小され (M. 19), 大正12年に廃止される), ついで、御料地の設定がなされた。

まず、明治20年2月、上都賀郡の所野村及び日光町、久次良村178町余が御料地に編入され、小倉山御料地及び日光御料地と称せられる。翌21年9月には、日光町字日光入官林、二荒神社境内地及び中禅寺湖合計約8千町歩が御料地に編入された。同年同月、野州原御料地も設定された¹⁸⁾。国立公園設定時(S. 9.12)には御料林の総面積は1万3,085町歩余あり、この全域が国立公園地域に指定された。これは昭和9年当時の日光国立公園面積の約15%にもあたり、しかも日光国公園の主要な地域である。

さきに少し触れたが、御料林の設定される前、明治13年10月31日、日光山の保存機関である保晃会が、その創立会を浅草木願寺に開いた。保晃会の主たる活動はその保晃会規則第一条にある。

本会ハ日光山祠堂ノ壯觀及ビ名勝ヲ永世ニ保存セント汎ク有志者ノ餘資ヲ募リ之ヲ原資トナシ會員相會シテ其方法ヲ協議スルモノナリ故ニ會名ヲ保晃会ト唱ヘ其資金ヲ保晃金ト唱フ¹⁹⁾

最初から有志による保存を考えたわけではない。副会長の安生順四郎は保晃会第2回大会の2日目、明治15年6月2日にこう演説している。

……同(明治)十二年米國前大統領グラント君來遊ノ際我伊藤内務卿ニ就キ保存ノ法ヲ設ラレン事ヲ乞願セントスルニ政府負担スヘキモノニアラストシ覺ニ此事成ラサリキ是我輩同志者破壊ヲ待ツノ嘆慨益加ハリ坐視スルニ忍ヒス為本會ヲ創立シタルハ諸君己ニ了知セラル、ナラン…²⁰⁾

「政府ノ負担スヘキモノニアラス」というのはやや誇張した感があるが、少なくともこの時期、明治政府にその資力もまた余裕もなかったことは推察される。

グラント將軍が日光を去った後、明治14年2月に、保晃会の役員が諸外国の保存状況を聞くために、アーネスト・サトウを訪ずれている。

同(明治14年)二月我發起者某英國公使館ニ到リ同館在勤「サトー」氏ニ就キ旧墳偉蹟ノ宏壯巨大ナルモノヲ保存スルハ外洋諸國何等ノ方法アリヤ問フ氏曰一地方ノ負担スルアリ全國ノ負担スルアリ未タ一定ノ法規アルヲ聞カス²¹⁾

アーネスト・サトウは保晃会の主旨に賛成の意を表わし、醸金に尽力している。つづけて保晃会日誌はこう伝えている。

余(サトウ)日光ニ登ル數回彼壯觀ヲ熟觀スルニ社宇巨大ナルニ非サレトモ其美觀工妙ニ至リテハ實ニ五大州中未タ嘗テ聞カサル所之ヲ頌敗ニ附スルト否トハ後世ノ追鑑ヲ今日ニ慮ル人ノ耐忍如何ニアラン嗚呼日光ノ美ハ西洋諸國之ニ數歩ヲ譲ルヘキモ之ヲ保存スルノ氣象ノ如キハ或ハ西洋ニ譲ルナラン余曩ニ日光ニ遊ヒ保存法ヲ問フ未シト余甚タ嘆息因テ日光誌ヲ輯録シタル程ナリ今マ保存法ノ義拳アルヲ聞キ争力賛成セサランヤ云々後屢々本會ト応答シ大ニ尽力セラレテテ各國公使及紳士等多少ノ醸金賛成セラレタリ蓋シ氏ノ厚意周旋ニ由ル乎……²²⁾

詳しい人数は不明であるが、外国人からの醸金の申込は明治17年4月30日までに415円であった。

保晃会の運営は寄附金20万円(M. 14. 6. 1第1回大会で30万円に変更)を3ケ年で募集しその利子により祠堂名勝等を修営するというものであった。しかし、醸金の申込を見てみると、7年後の明治20年4月30日時点で、会員1万1,701人で15万8千円弱と、なかなか集まらなかったようである。また、財産の増殖を計るため、日光町より寄附された山林等に植林し、また田地を購入し、保晃林、保晃地を設けた。

保晃会設立後、本来の目的である社堂修繕目論見費として支出されたのは明治19年度(M. 18. 5~19. 4)に32円5銭と僅かである。明治20年度(M. 19. 5~20. 4)によろやく社寺修繕費

4,199円余が支出された。大会日誌をみても当初においては、釀金活動に重点が置かれ、宣伝広報に勢力がついやされているようである。本格的に社寺修繕がなされるのは社寺修繕事務所開設後、明治32年以降のことである。

3. 日光における公園—その意味するもの—

明治13年11月の保見会創立願には帝国ノ大公園という表現がある。

……蓋シ社堂ノ壯麗名勝ノ佳景、人目ヲ驚シ、輒近來遊參詣スルモノ雖ヲ絶タザルニ由リテ、考フレバ我帝国ノ大公園ト云フモ不可ナキニ至リ候様奉存候……²¹⁾

帝国ノ大公園という表現は、日光の卓越性を示したものである。かつての徳川の靈廟の地、日光は明治9年6月の明治天皇の行幸の後、帝国ノ大公園となる。この後、御料地、御料林の設定されたことはすでに述べた。

日光町が、明治44年2月の請願に帝国公園の名称を用いるのは適切な表現といわなければならない。

国立公園という名称が定着するまでには、国設公園、国園、国有公園等の名があてられており、すべてナショナル・パークの訳語と考えられるが、日光のみが、大正7年2月11日、内務大臣後藤新平に宛てた意見書においても執拗に帝国公園という名称を使用した。

明治13年保見会が帝国ノ大公園という表現を請願文に用い、明治44年に帝国公園の請願がなされるまで、日光町における公園はどのようなものであったのか、また、どのような背景によって設定されたのか取り上げてみたい。

日光に公園が登場するのは、先ほど述べた保見会にかかわる。

今日でも残っているが、保見会が明治26年に創設した公園がある。浩養園と呼ばれるものである。その設置の目的は、増加する外人客に対する施設であった。この公園について明治26年7月25日、「日光の公園」と題する彙報が「東洋学芸雑誌」に掲載されている。

日光山といへば鉢石、中禅寺、湯本の三ヶ所をも合せて既に関東一の公園と称するも不可なきの思ひあり外国人の一たび日本の邦土に上陸するや先づ此地に來遊して其勝を探らざるは殆どなきなり、此頃同地東照宮の境内に美麗なる公園の設あり樹林鬱蒼の中地勢の高低に従て大小の奇石を排置し荆棘を開きて芝生となし種々の花卉を植え小徑迂回、清泉湧出、休息所を設け腰掛を据付などしたる状歐洲温泉、遊散場等の公園に彷彿たり本邦の人は未だ公園の必要に感ぜざるべしと雖も此地來遊の外国人に対しては東照宮社の美麗と共に該公園の雅致をも誇りて示すべき価値あり……

人工的な公園の設置である。來遊の外国人に対するサービスであり、それは近代国家が持つべき都市的な施設としての公園であった。この後、記事はこの公園に「往々外国より輸入の悪木」である「米国産の(ハリエンジュ)」を植栽したのは遺憾であるとしめくくっている。この公園については *A Handbook for Travellers in Japan* の第4版(1894年、明治27年)に、Public Parkとして鳥瞰図に記されている。

しかし、時代が下って、黒田鵬心は『日光と平泉』(T.5)のなかで、この公園に対して手厳しい評価を下している。

公園は保見会の事業で造ったのださうだが、人工的のつまらないもので、其處へ来ると急に日光を離れたやうな心地がした。かゝる大自然と立派な建築とを持ちながら、何を苦しんであんな公園を作ったのか、殆んど了解し難き仕業である。

保見会での公園設置案は明治20年6月1日の第七回大会にさかのぼる。保見会の会員である横

尾輝吉から「公園設置方法如何」という意見が出された。公園の設置場所は「今市西北ノ空地」とあり明確ではないが、この場所に「一大私立公園」を設置するというのである。その理由としては「内外貴顕紳士ノ来遊年一年ヨリ多キヲ告ケ」また、そのために「地所ノ売買等モ頻繁ナルノ時機」となり、放置すれば、その空地は一個人のものになりかねないというものである。これは増加しつつある内外観光客めあての開発を憂慮したものである。保晃会により公園を設置し、「日光山ノ繁榮且美観ヲ保存」することを提案したものである。この意見に対して、「本案大体ハ可ナルモ目下実行シ得可カラサルニ付」ということになり、年度内に取調をなす事に決まる²²⁾。

保晃会創立願の中で日光を帝国ノ大公園であるとしているにも拘らず、その大公園の中に公園を作るというのは興味をひく。この時期、外人客を意識し、対応しようとした保晃会の方針が伺える。

明治37年6月、日露戦争に突入し、4ヶ月を経過した時期に、宇都宮市旭町在住の一平民である亀田易平から「公園新設願」が田中光顕宮内大臣に提出された。これには日光町長藤沼伝郎の添書もみられる。

前記保晃会による外人客向けの公園設置とは異なり、日光山の一部を公園にしたいという請願である。日光町大字所野小倉山御料地に日露戦捷記念の公園を設けるというものである。

栃木県上都賀郡日光町大字所野小倉山（第四）御料地ニ（字小倉山，字後山，字日光，字小日向，百六拾五筆合反別七拾五町壹反貳畝拾参歩）戦捷記念ノ一大公園新設ノ許可ヲ得度事¹⁵⁾

75町1反2畝13歩、つまり約74.5haの広さである。設計仕様書等は宮内省の指揮監督を仰き園内には「明治現代の国難殉死ノ士及忠君愛國ノ士ノ記念碑又ハ銅像ヲ建設」して、その功績をたたえるということである。その創設の費用は内外の有志の献金でまかない「毫モ官ノ補助ヲ仰カサル事」とし、その維持費についても同様であると述べている。「毫モ官ノ補助ヲ仰カサル事」といってはいるが、御料地を買受けたとは言っていない。続けて、

日光ノ地由来山水ノ明媚ト宮殿ノ美観トヲ以テ世界ニ名アリ加フルニ氣清ク候涼ク殊ニ中宮祠湖畔ノ如キ他ニ其比ヲ見サル佳境タリ内外國人ノ来賞措カサル所以ノモノ固トニ当然ノ結果ナリトス¹⁵⁾

と日光の「世界ニ名」ある風景地に国家的な公園を造るというものである。日露戦捷記念として国家的なメモリアル・パークを日光に造るというものである。戦争という契機によって公園に象徴性があたえられるのは全国的にも多くある²³⁾。日清日露戦役は、公園の歴史的概念を考える上で重要な視点であろう。

帝国ノ大公園といういわば観念的な表現がなされていたものから、戦捷記念公園という現実のものがつくられようとする過程は、公園の象徴性が莫然としたものから明確に実感される過程でもある。日光山ヲ帝国公園ト為スという表現もまた、かつての帝国ノ大公園という莫然としたものから、象徴性に現実化への方向を与えたものといえる。いわば、公園の概念に別の新たな範ちゅうが生れたと考えられる。

日光における帝国公園ということばの意義をみてきたが、国立公園についての情報はどうかであったのか。

明治44年2月の請願文には「……日光山ヲ大日本帝国公園ト為シ欧米ニ於ケル国ノ公園ニ遜色ナカラシムルハ最モ時宜ニ適シタル有力ナル事業タルヲ得ス」とある。請願文を見るかぎり、欧米ニ於ケル国ノ公園というのは、ナショナル・パークが単に引き合いに出されたもので、むしろ公園の経営は国費でというための前置と考えられる。この国庫補助こそが日光町にとって重大な

問題なのである。

本来、ナショナル・パークはナショナリティーの象徴として国家が設定するものとすれば、地方レベルで日光町が行った帝国公園の請願は象徴に名を借りた地方経済振興の一方便の側面として把握することができる。

4. 帝国公園請願の周辺

前章の終りで「日光山ヲ大日本帝国公園ト為スノ請願」(M. 44. 2) の帝国公園の意味は、地方経済の国庫補助という面がその大きな理由であると述べたが、ここでは、この請願が出された事情をこの請願も含め、日光町長が行なった他の請願から、もう少し詳しくさぐってみたい。

この第27議会に提出された請願文の終り近くで、公園の維持を国費にしてもらいたいという理由の一つとして、明治50年開催予定の日本大博覧会に言及している。「明治五十年大博覧会盛挙ノ時期漸ク切迫シ来レルノ時ニ当リ国家的施設ヲ要スヘキ諸般ノ事業多々アルヘシト雖トモ就中日光山ヲ大日本帝国公園ト為シ……」と。この日本大博覧会開催に際して、明治41年4月14日の地方官会議で（この時点ではまだ明治45年開催予定であった、後明治50年開催予定となる）、和田大博覧会事務総長は「大博覧会と地方庁の設備」という演説を行なった。

そのなかで地方長官主宰の下に官民協同して計画してもらいたい事項に「名所、旧蹟の遊覧を誘致する為適応の設備を為すこと」²⁴⁾ をあげている。これは、経費的には各地方庁で善処してもらいたいということである。地方においても、日本大博覧会に期するところは大きく、とりわけ目ぼしい産業はなく、卓越した風景地を有する地方においては観光への期待が高まったの当然というべきであろう。

日光もこれに対処したと考えられるが、経費の面で自前ではなく、国費を願い出たわけである。

しかし、明治44年11月24日の閣議で、大博の中止が決定されると、第28回帝国議会で「日光山ヲ帝国公園ト為スノ請願」では、国家的な名所旧蹟が現在では荒廢に類しており、また、近年内外人の来遊も多く、10ヶ年継続事業として修復し、交通を便ならしめたいという論調になる。勿論、第27回でもこの論調は含まれていたが、特に、明治35年の大水害による社殿及び名所旧蹟が一層打撃を受けたことを述べ、この際、一層積極的に復旧を行い、観光地として整備することを望ましている。

明治三十五年非常ノ大水害ニ遭遇シ勝地ノ大部分ヲ決潰シ今日殆ト来往ノ人ヲ絶ツニ至レリ実ニ痛惜ニ堪エサルナリ因テ是レ等名所旧蹟ノ復旧ハ勿論其他ノ佳絶ナル勝地ヲ開発シ以テ内外各人ノ遊覧所ヲ拡張セハ更ニ日光山ノ名声否帝国公園ノ名声藉々タルハ燎原ノ火ヲ觀ルヨリモ明カナリ…²⁵⁾

上述では繁雑になるため、第27回、第28回帝国議会への請願という言い方をしたが、実際は日光町は衆貴両院に提出している。『第27回貴族院事務報告』をみると貴族院には、請願種目「日光山ヲ大日本帝国公園トナスノ件」が2件出されている。一つは可決され、一つは取り下げられている。この可決された請願が「国庫ノ補助ヲ仰キ日光山ヲ公園ト為スノ請願」である。明治44年3月18日に貴族院で請願委員長田中芳男より特別報告第8号として報告され、同月21日には採択され可決された。同日付で政府に送付された。日光町役場文書に残っているのは衆貴両院に宛て「日光山ヲ大日本帝国公園ト為スノ請願」となっており、「国庫ノ補助ヲ仰キ日光山ヲ公園ト為スノ請願」は残されていない。おそらく請願の段階で、そのタイトルが変更されたのではないかと思われる。第27回衆議院にも「日光山ヲ大日本帝国公園ト為スノ請願」が提出され、明治44年3月21日付で特別報告第146号として「己ニ院議ニ施テ議決セラレタル法律案建議案又ハ請願ト

同一主旨ノモノハ先例ニ依リ院議ニ付セサルコトトセリ²⁶⁾ という扱いはなった。この請願は同回貴族院の「開設大公園設置ニ関スル建議」の委員会に吸収されていった²⁷⁾。

第28回貴族院にも「日光山ヲ帝国公園ト為スノ請願」が出されたが、その結果は「委員会ニ於テ審査結了ニ至ラサリシモノ」となった。(『第28回帝国議会貴族院事務報告』)

同回衆議院では、明治45年2月23日特別報告第21号として委員長報告がなされ、採択されている。しかし、採択されたものの政府の聞き入れるところとはならなかった。

ついで、日光町が行なった帝国公園以外の請願について述べたい。

明治44年2月の帝国公園の請願後、同年11月には西山真平町長は知事に対し、「一等里道ニ編入之儀再願」を出している。これは若子神社に通ずる道路を県費でもって整備してもらいたいというものであった。特にその理由として皇族の来訪をあげている。

本年ノ夏期畏多クモ 東宮妃殿下ヲ始メ奉リ諸皇族殿下羽黒流ニ行啓遊ハサセラレ特ニ 東宮妃殿各ニハ若子神社附近マテ時々御遊歩在ラセラル田母沢御用邸通用門ヨリ若子神社マテ凡ノ里程貳拾六七丁アリ当町八年々右道路修繕ヲ施シ居候得共到底町経費ヲ以テ完全ナル修理ヲ加フルコト能ハス……²⁵⁾

また月日は欠いているが、同44年、「鬼怒川支流稲荷川ヲ砂防区域ニ編入ノ請願書」を西山町長名で衆貴両院の議員に宛てている。『第27回帝国議会貴族院事務報告』をみると、上記請願が請願種目に掲載されている。

栃木県日光町ハ鬼怒川流域ニ属スル支流稲荷川ノ汎濫ノ為メ惨害ヲ被ル事頻年較モスレハ日光山ニ存在スル帝室御用邸ヲ始メ東照宮ニ荒山輪王寺帝国大学植物園小学校等ノ諸建築物ヲ流亡シ餘勢ハ大谷川ヲ隔テ、日光町ノ大部分ヲ流失セシメントスル危殆ノ状態ニ在リ……該川（稲荷川）ハ県費ノ支弁ニ属セサルヲ以テ徹力疲弊セル日光町ノ財力ヲ以テシテハ奈何セン救治ノ途ナク……栃木県会亦此意見ヲ以テ昨年通常県会ニ於テ別紙意見書ヲ内務大臣ニ提出セリ希クハ右稲荷川ヲ国庫支弁ノ砂防区域ニ編入シ……²⁵⁾

文中にあるように明治43年12月23日、県会議長大和尚一名で内務大臣平田東助宛に栃木県会の意見書を提出している。

その後も大正元年11月29日には西山町長は、知事岡田文次、県会議長田代周次郎に宛て、「日光稲荷川県費支弁ニ編入ノ儀再願」²⁵⁾を提出している。

明治35年の大水害が最大であったが、ほぼ毎年、大谷川の増水により水害が引き起こされていた。この稲荷川は、日光町で大谷川と合流する。

第27回議会の帝国公園請願文にも

当地ハ鬼怒川ノ水源地ニシテ急流激湍タル大谷川及稲荷川ノ両川ニ圧迫セラレ年々水害ノ災厄ニ遭遇シ惨害殆ント底止スル所ナカラントス……²⁵⁾

と惨状を述べている。

また、明治35年の大水害については、第28回議会の帝国公園請願文中で言及していることはすでに述べた。ある意味で、帝国公園の設置の要求は国庫による治水対策をも含めたものであるとも考えられる。

西山町長は災害の国庫補助を請願する一方で、日光町の産業の発展策も考えている。

大正元年8月17日の「湖水引用許可願」²⁵⁾は中禅寺湖水により発電を起そうとしたものである。西山町長は岡田文次知事に対して請願している。「当日日光町ニ於テ栃木県上都賀郡日光町地内中禅寺湖ノ水ヲ引用シテ水力電気ヲ発生シ電灯及電力ノ供給事業ヲ経営致度……²⁴⁾」とある。添付された「電気起業概要」には、供給区域として、日光町ならびに足尾町、塩谷郡栗山村がその地域に入っている。発電力は550kwである。大谷川大尻、つまり、中禅寺湖と大谷川との合水点

に堰堤を設け、この堰堤に取水口を設置し水路を大谷川南岸に沿わせ、水漕を作り、発電用水路及び放水路を設けるといふものである。全放水路は約 270m におよぶ。

名所旧蹟の保存のために帝国公園設立の請願をする一方で、こういうことを計画していたというのは興味あるところである。

また、湖水引用の請願の 2 年後、大正 3 年 8 月 10 日、宇都宮市が水道敷設後、水量が減少する場合には中禅寺湖から引水したいとの要請に対して

中宮祠湖（中禅寺湖）畔ノ景勝ハ山水秀美ノ其最モ冠タルモノニテ永ク天然ノ美ヲ傷ケサランコトヲ努ムベキハ当然ノ義ト奉存候然ルニ該工事ハ湖面ノ水量ヲ減少シ大尻橋以下ノ流域ヲ潤濁シテ礫地タラシメ四圍ノ沿岸ハ勿論全景ノ風致ヲ損傷スベク事体容易ナラサル次第ニ御座候ニ付本年六月十一日日光町会ハ該工事中止ノ必要ナルヲ認メ監督官庁ニ対シ意見書提出仕候……²⁵⁾

と日光町の 30 名の区長から宮内大臣波多野敬直に反対請願書が提出された。

ここでは、「中禅寺湖畔ノ景勝ハ山水秀美ノ其最モ冠タルモノ」として反対している。

すでに述べたが、西山町長は、明治 41 年 9 月 18 日に日光電気軌道株式会社の社長となり、軌道は明治 43 年 8 月に日光・岩ノ鼻間が開通し、また大正 2 年には馬返まで延長されている。

こういう、いわば西山町長を中心とする地域総合開発計画のなかで、第 27、28 回の帝国公園の請願がなされたのである。地域経済振興の流れのなかで、風景ハ経済ニ要なしではなく、風景こそ新たな経済の担手として帝国公園の設置を請願したといえる。

5. 帝国公園から日光国立公園へ

第 27、28 回以後、帝国議会での日光町の帝国公園の請願は一時途絶える。再び議会に登場するのは第 45 議会からである。しかし、日光町役場行政文書のなかには、その間も請願したとみえて文書類が残されている。

大正 3 年 2 月付の「日光山ヲ日本帝国公園と為スノ請願書」から年代順に追ってみたい。この請願書の冒頭には「誠惶頓首斧鉞ヲ顧ミス再々請願書ヲ貴族院議長公爵徳川家達閣下、衆議院議長勲四等大岡育造閣下ニ捧呈ス……」とあるが、実際に出されたものかどうかは不明である。（周知のように行政文書は普通原文通りの写しが控として残されているが、すべてが発送されたとはかぎらない。）日光が日本帝国の精華のみならず、観光事業という実利的な面、観光客の誘致策に言及している点が注目される。

……絶勝佳景ノ地ヲ撰ミテ之ヲ開闢シ遊覽者ノ尽日清遊閑歩シテ飽クコトヲ知ラサル娯楽場ヲ増設スルノ急ナルニ如カサルナリ尚ホ進テ国賓及貴顕ヲシテ滞在休泊セシメ之ヲ優待スル旅館ノ設置ヲ要ス……是等諸般ノ設備ヲシテ完全ナラシメハ海外賓客ノ当地ニ来遊シテ滞留休泊スルモノ現時ニ数十倍増加スルハ予期スルニ難カラス因テ日光山ヲ日本帝国ノ公園ト定メラレトケ年又ハ十五ヶ年ノ国庫継統事業ト為シ之ヲ経営セラル、敢テ難カラサルヘキヲ信ス是レ独リ当地ノ幸福タルノミナラス日本帝国富源ノ一助タルヤ言ヲ俟タサルナリ……²⁵⁾

続いて、大正 6 年 1 月 4 日、日光町長が内閣総理大臣寺内正毅、内務大臣後藤新平に宛てた「日光山ヲ帝国公園ト為スニ付テノ請願」がある。これも、実際に出されたかどうかは不明であるが、日付が明記されていることを考えると出された可能性は強い。その冒頭に「日光山ヲ帝国公園ト為スノ請願別紙写ノ通貴衆両院ニ提供仕候処第二十九回帝国議会ニ於テ御採択相成……」²⁵⁾ とあるが、第 29 議会は臨時議会で会期は 3 日で上記請願の出された事実はみあたらない。おそらく、第 27 回あるいは第 28 回の間違いであろうと思われる。どちらの議会においても衆議院では採択さ

れている。

ここではさらに外人客の増加をひきあいに出している、「……各**国本邦駐劄ノ大公使ヲ始メ 外国紳士ノ来往スルモノ年ヲ逐フテ増加シ客歳ノ如キ登見外人ノ数ニ方ヲ超ヘ一時恰モ居留地ノ観ヲナシ……**」²⁵⁾と述べ、一大勝地であるにも拘わらずその交通機関、道路の整備が不十分であることを強調している。

また、同年12月13日には「日光山ヲ帝国公園ト為スノ請願」がある。請願者の石井信敬町長の名はみえるが、誰宛とはなっていない。これもまたその論旨はほぼ前回と同じである。

年々歳々名勝旧蹟荒廢甚タシク今ニ於テ之レカ保存ヲ講セサレハ或ハ悔ヲ百歳ニ胎サントスルモノアリ且ツ近年此地ニ来遊スル外国人益々其ノ数ヲ加ヘ遊覧地トシテ亦其ノ施設ノ忽諸ニ附スベカラサルアリ……同地ヲ国家経営ノ公園トナサレン事ヲ請願ニ及ヒ候……²⁵⁾

大正7月2月11日の「日光山ヲ帝国公園ト為スノ意見書」も、ほぼ同じ内容で石井信敬町長から後藤新平内務大臣に宛てられている。

日光町からの請願は、比較的一貫して出されたようである。

はじめに、日光町の請願が第45議会から再びはじめると述べたが、これはひとり日光だけではなく、富士山、上高地等々の請願もそれぞれおこなわれている。これは前回第44議会衆議院の予算委員会で、国による国立公園調査がはじまっている状況を踏まえ、栃木県出身の松岡俊三議員が質問したことがその契機となっている²⁷⁾。その主旨は日光を国立公園にするつもりがあるのかどうかという質問であった。これ以後、国立公園問題は議会のみならず、全国的な運動に展開する。それは地方産業振興策、とりわけ鉄道敷設との連関が強くみられる²⁸⁾。

日光町においても、大日光国立公園及び日光足尾間鉄道の両建設期成会が、大正11年2月15日付で、第45回帝国議会に請願書を出している。

国立公園の方は「日光山を帝国公園と為すの請願書」というタイトルで、翌16日付、石井信敬日光町長、大塚順吉足尾町長、猪野春吉鹿沼町長それに安西定治今市町長の連署になっている。今までの日光町単独のものから上都賀郡の4町が連合して請願している。また、「日光足尾間鉄道布設速成請願書」(T.11.2.16付)もまた、この4町長他50名の連署の形をとっている²⁹⁾。

この日光足尾間鉄道の件は2年前の大正9年2月に、日光町長石井信敬他同町在住の商人7名及び鹿沼町長猪野春吉それに同町官吏中井久三の10名連署で「日光足尾間鉄道布設速成請願書」が作成されたが、「本書は議会解散ノ為メ提出セス」となった。本文にもあるように、すでに第41回帝国議会において採択されてはいたものであるが、実際は敷設に到っていなかった。第41回以後も毎回のよう³⁰⁾に請願は出されていたが、地形が急峻なためぼう大な経費がかかり、結局は敷設されることはなかった。

帝国議会に出された日光国立公園設定の請願、建議は、国立公園法発布まで以下のようであった。第45回(会期T.10.12—11.3)の貴族院で「日光山ヲ国立大公園ト為スノ請願」(石井信敬外100名呈出)、同回衆議院では「大日光国立公園設置ニ関スル建議」(松岡俊三外5名)。第50回(T.13.12—14.3)の衆議院で「日光国立公園設置ニ関スル建議」(高橋元四郎外2名)、高橋元四郎も栃木県出身の議員である。これ以後、衆議院での建議になる。第51回(T.14.12—15.3)には「日光国立公園設定ニ関スル建議」(高橋外1名)、第52回(S.1.12—2.3)は「同」(同外2名)、第56回(S.3.13—4.3)「同」(高橋)、第59回(S.5.12—6.3)「同」(船田中外3名)及び「日光ヲ国立公園ニ指定ニ関スル建議」(高橋)と続く³¹⁾。

国の方では大正10年度から国立公園候補地調査がはじまり、日光はすでに初年度大正10年に調

査がなされている。

地元日光の状況を見ると、昭和4年6月13日には栃木県国立公園協会が創設され、8月10日には評議員、書記が決まる。評議員は、「県会議員、宇都宮市長、関係町村町並町村会議員、日光二社一寺長職、関係鉄道並自動車会社長、下野、下野日々、関東三新聞社長、農工、中央両銀行頭取、足尾鋳業所長、精銅所長、関係旅館組合長、其他の実業家を網羅し其の員数百名に達す。」³⁰⁾

この栃木県国立公園協会発会式には、安達謙蔵内務大臣、江木翼鉄道大臣、国立公園協会会長細川護立、ジャパン・ツーリスト・ビューロー社長青木周三各氏の祝詞が代読された。講演会では、田村剛が「国立公園としての日光」、鉄道省旅客課長日浅寛が「外客誘致としての国立公園」と題して演説した。

明治44年の日光町の帝国公園請願と比較すると、その規模、請願主体の点で格段の差がある。

国立公園法が公布（S. 8. 4. 1）される直前に、国立公園協会から『国立公園案内 附旅程とその費用』（S. 8. 3. 10発行）が刊行された。「国立公園の区域は正式の指定の時、始めて決定するものであるが、本書に於ては不取敢国立公園の選定に当り一応予定したる区域を輯録した」とことわり、「本書の編纂に当り、内務省、鉄道省並にジャパン・ツーリスト・ビューローより多大の援助を受け」たことに謝意を表わし、官民一体となった意気込みが伺える。もちろん、日光国立公園の紹介もなされているが、4県にまたがる日光国立公園が指定されるのは、翌昭和9年12月になってのことである。

おわりに

帝国公園の直訳は Imperial Park であり、National Park ではない。帝国公園設定の目論見は、すでに、明治19年、伊勢神宮にあらわれている。新聞はこう伝えている。

伊勢国宇治山田の有志者が主唱して計画中なる帝国公園設立の一件は……石井三重県令も臨席して、いよいよ五十万円の資本を醸集して、数千万坪の土地を買入れ、古書画、古器物の陳列場を設け、神宮の宝物を陳列して衆庶の縦覧を許し、又園内にては、歴世名臣の記念碑、肖像等を建築して、伊国の羅馬府に倣ふて日本帝国公園を築かんとて、其趣意書を發表したり……（『時事新報』M. 19. 6. 30）

神都伊勢に国家的な公園を建設し、それを帝国公園と呼称している。帝国公園を国家的という一方で、伊勢神宮という特殊な存在を前面に推し出している。

この帝国公園という名称に日光町が固執した点は、伊勢神宮の場合と一脈通ずるものがある。

明治44年、「日光山ヲ大日本帝国公園ト為スノ請願」が出された同じ第27議会で「明治記念日本大公園創設ノ請願」が新潟の野本恭八郎という人物から衆貴両院に提出された。衆議院では採択されず「参考ト云フコトニ決定」³¹⁾され、また、貴族院の請願委員会でも、「本会議ニ付スルヲ要セスト議決」された。

彼はまた明治節創設の請願を翌第28議会から出しはじめ、ほぼ毎回出し続ける。野本の「明治記念日本大公園」というのは

明治聖代ノ頌徳記念トシテ建国ノ大本ニ法リ世道人心ニ大公益アル一公園ヲ世界一ノ名山ト崇メラル、所ノ威神巍々タル富士山ヲ大中心トシ広ク大周囲ノ地ヲ開キ此ニ創設シ……³²⁾

というものである。明治天皇を神とも崇める信奉者である野本が、公園にその象徴を求めたので

ある。日光町は、この象徴性だけを前面に押し出すことはなかった。

明治天皇という当時のナショナル리티の象徴は、明治45年7月30日天皇の崩御の後、明治神宮の創設（大正4年着手，同9年12月完成）となり収斂される。

「明治記念日本大公園」の請願は、「公園」についての象徴性のある意味で最大に展開したも
のとして把握することができる。国がナショナル리티の象徴として「国立公園」を見做すのは、
とりわけ國家經濟の範ちゅうになってからである。

最近、針ヶ谷氏により紹介された「箱根園論」¹³⁹⁾は、明治42年8月という早い時期に刊行され、
国によるその經營論を一個人が展開している点、注目に値する。それには「箱根に対する僕
の希望は園國として世界的に經營を立て、茲に世界の遊覧客を引寄せ、以て國際貿易の輸出品以
外の金を吸収するが結局の目的とする所である。」と書かれている。

明治44年の日光町の請願には、經營論という積極的な姿勢は何えない。妥協案として、帝國公
園としての象徴性を引き合いに出し、国庫補助策を窺ったものと理解される。

本稿作成にあたり、日光市役所の職員の方がたには、貴重な資料である日光町役場行政文書及
び保見会関係の閲覧に便宜をはかっていただいた。また、京都大学造園学研究室の中村一教授に
は原稿を閲読していただき、併せて有益な助言をいただいた。ここに記してお礼申し上げたい。

引用文献及び註

- 1) 日光国立公園を扱った論文として「国立公園」誌上での永嶋正信氏の一連のものがある。「日光山ヲ大日本帝國公園ト為スノ請願」について、同誌、337号、1978（以下号数のみを記す）、341号（1978）、344号（1978）357/358合併号（1979）。また、日光国立公園に言及している論文については、拙稿「国立公園設置運動に於ける社会・經濟史的背景」（『京大演報』第55号、1983）の「引用文献及び註」（p. 289）を参照してもらいたい。（3）～5）
- 2) 〔明治十六年分〕保見会第三大会日誌
- 3) 〔明治十九年分〕保見会第六大会記事
- 4) 第1版（M. 14）、第2版（M. 17）はアーネスト・サトウ、A. G. S. ホウズによる *A Handbook for Travellers in Central & Northern Japan* で日本の中部・北部地方のガイド・ブックであった。この第3版の増補改訂により全国をカバーすることになった。
- 5) 金谷真一；ホテルと共に七拾五年，昭和29年，p. 9
- 6) 『日光名所図会』の旅館の項には小西，福田，仲の屋，吉田屋，いづみや，紙屋，会津屋，大のや，油や野口，釜や，小林や，神山，古橋，本や，駿河屋，丸屋，桐屋，越前屋，升本，星のや，竹屋，福本の旅館名が記されている。
- 7) 沢沢栄一伝記資料，第8巻所収，昭和31年，p. 639
- 8) 7) に同じ，p. 641（『安生順四郎宛書翰』）
- 9) 7) に同じ，p. 642（『日本鉄道株式会社沿革史草稿』）
- 10) 7) に同じ，p. 640（『中外物価新報』第1933号，M. 21. 9. 6）
- 11) 〔明治二十一年分〕保見会第七（回）大会日誌（記事）
- 12) 運沼叢雲；足尾銅山，明治36年，p. 40（『明治前期産業發達史資料』別冊（73）I所収，昭和45年）
- 13) 古河市兵衛翁伝，大正15年，p. 207
- 14) 金谷；前掲書，p. 51-52
- 15) 日光町役場行政文書；明治三十二年一明治四十二年庶務関係
- 16) 田中正造全集，第8巻所収，岩波書店，1977，p. 421
- 17) 同全集，第12巻所収，1978，p. 632-634
- 18) 帝室林野局；帝室林野局五十年史，昭和14年，p. 321
- 19) 日光市役所蔵；〔保見会設立関係書〕（印刷物），明治12年
- 20) 〔明治十五年分〕保見会第二回大会日誌
- 21) 日光市史，下巻，昭和54年，p. 105
- 22) 〔明治二十年分〕保見会第七大会日誌

- 23) 丸山宏; 明治後期・大正期京都に於ける公園の創設, 昭和55年日本造園学会春季大会研究発表要旨, p. 16-17, これは京都の事例を述べたものである。
- 24) 東洋経済新報, 第448号, 明治41年5月5日
- 25) 日光町役場文書; 明治四十四年二月一大正十年十二月陳情請願書綴 (日光帝國公園請願関係の文書はこの綴にすべて収められている。)
- 26) 第27回帝國議會衆議院議事速記録第25号
- 27) 丸山宏; 国立公園設置運動に於ける社会・經濟史的背景, 京大演報, 第55号, 1983, p. 274
- 28) 27) に同じ, p. 280
- 29) 27) に同じ, p. 285-288
- 30) 下野山林会報, 第25号, 昭和4年9月
- 31) 第27回帝國議會衆議院委員會議録請願委員會議録
- 32) 野本恭八郎; 明治記念日本大公園, 明治43年, p. 2-3
- 33) 針ヶ谷鑑吉; 国立公園設置を提案せる一資料・井土経重の「箱根園論」, 国立公園, 413号, 1984

Summary

Nikkō-Chō advanced the petitions for establishing Nikkō Imperial Park many times to the Imperial Diet. These petitions can be divided into two periods. The first is the period of petitions in the 27th and the 28th Imperial Diet. The second is the period from the 45th Imperial Diet to the final establishment Nikkō National Park. Petitions for Nikkō Imperial Park weren't advanced in the interim between two periods. But Nikkō city office has the petitionary documents, which were directly addressed to the Presidents of both Houses of the Diet and to the Minister of Interior &c., in the interim period.

These obstinate petitions about Imperial Park can be summarized as a policy for the regional economic build-up.

But the petitions of the second period must be considered as one of nationwide movements for national parks. It was also the process in which the national economic policy began to attach importance to the modern tourism.

Imperial Diet didn't adopt the petitions in the 27th and the 28th congress. These petitions, which Mayor Nishiyama advanced, were a part of the regional general development policy of Nikkō region. The tide of modern tourism, which Nikkō has much to do with, can be felt in the petitions of the 27th and the 28th Diet. Nikkō Imperial Forest Department has maintained its forests, which had been planted by Tokugawa Shogunate, as Nikkō Imperial Forests. Along with the forests, Hokōkai, an association for protection of Nikkō scenery, has played an important role to preserve the environment of Nikkō.

The development of Ashio Copper Mine greatly influenced the tide of modern tourism in Nikkō. Furukawa Mining Company improved roads from Nikkō to Ashio. Nikkō Railroad was constructed from Utsunomiya to Nikkō for the transportation of goods in 1890. And the electric trains run in Nikkō in 1910s.

Public parks meant institutions of the modern cities. But Imperial Park as a new category of (public) parks appeared in Nikkō with a symbolic meaning of Imperial Nation.